

## むつざわ中央団地分譲地募集要領

睦沢町に定住を希望される方を対象に、むつざわ中央団地分譲地の購入者を次のとおり募集します。

### 1. 分譲地の所在地

千葉県長生郡睦沢町長楽寺 622 番地 61

### 2. 分譲区画数

1 区画

### 3. 分譲地の面積と価格

面積(m <sup>2</sup> )	地目	価格	備考
293.29	宅地	5,865,800 円	20,000 円/m <sup>2</sup>

上記面積は登記簿面積であり、現状での引き渡しとなります。

### 4. 応募資格

- ①土地の引渡日から2年以内に、購入した土地に専用住宅の建築を完了し、継続して居住すること。
- ②申込者又は同居しようとするものが市区町村税等を滞納していないこと。
- ③申込者又は同居しようとするものが「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- ④購入した土地の所在する自治会へ加入すること。
- ⑤地域のコミュニティ活動に積極的に参加すること。

### 5. 申込期間

令和7年2月20日(木)～令和7年3月19日(水)

### 6. 申込手続

#### (1) 申込方法・受付

申込希望者は、申請書類を下記申込場所に持参により提出してください。

※郵送による提出は、申込期間内の必着でお願いします。

① 申込受付 役場開庁日(月～金曜日)の午前9時から午後5時まで

② 申込場所 〒299-4492 千葉県長生郡睦沢町下之郷 1650-1

睦沢町役場総務課行政管財班

③ 申込書の有効期限は原則として申込日より6ヶ月とします。

(申込書を取り下げる場合は申込み取り下げ願い書を提出して頂きます。)

## (2) 提出書類

申込書類として、次のものを提出してください。

- ①住宅分譲地購入申込書
- ②住民票の写し（入居予定者全員の続柄及び本籍地が記載されたもの）
- ③同居しようとする親族がある場合は、当該同居しようとする親族との関係を証する書類
- ④所得を証する書類（令和5年分の所得証明書又は源泉徴収票の写し等）
- ⑤税の滞納がないことを証する書類（令和6年度分の納税証明書又は非課税証明書等）

※住宅分譲地購入申込書は総務課行政管財班へ直接請求するか、睦沢町のホームページ（<http://www.town.mutsuzawa.chiba.jp/>）からダウンロードしてください。

## 7. 決定方法

○申込が重複した場合は、抽選により購入者を決定します。

抽選は以下の日時で行います。

日時：令和7年3月28日（土） 午前10時から

場所：睦沢町役場 101 会議室

## 8. 契約・代金の納入等

購入者は、町と土地売買契約を締結し、契約保証金として分譲代金の10%以上を納入してください。

なお、売買契約書に貼付する収入印紙は、購入者の負担とします。

残りの代金は、売買契約締結日から90日以内に納入してください。

## 9. 土地の引き渡し・所有権移転

町は代金の完納を確認後、土地の引き渡しと所有権移転登記を行います。

なお、登録免許税その他登記に要する経費は購入者の負担とします。

## 10. 決定の取り消し、契約の解除

町は購入者が次のいずれかに該当するときは、決定の取り消し又は契約を解除することができます。

- ①虚偽の申込みが判明したとき
- ②土地売買契約の締結をしないとき
- ③契約保証金を納入しないときもしくは分譲代金を完納しないとき
- ④町が決定取り消し又は契約を解除した場合、購入者は違約金として分譲代金の15%を町に支払うこととします。すでに納入した契約保証金又は分譲代金からこれを充当できるものとします。

## 11. ライフライン

公営水道 【長生郡市広域市町村圏組合水道部】

都市ガス 【長南町役場ガス課】

## 12. 共用施設等

団地内には汚水処理施設、テレビ受信共用施設、街路灯、ゴミステーション、公園等の共用施設があります。

汚水処理施設・・・月額 4,191 円【産業建設課 生活環境班】

その他共用施設・・・住民みなさんで「むつざわ中央団地共用施設管理組合」を設置して月額 1,500 円の負担で管理を行っています。  
テレビ受信共用施設の宅内引込接続工事については前払金 42,000 円から【(株) NHK アイテック千葉事業所取扱】

## 13. 通学等 【教育課 学校教育班】

睦沢こども園（約 1.9km）送迎バス有（希望者 1,000 円／月）

睦沢小学校（約 3.4km）送迎バス有

睦沢中学校（約 3.5km）送迎バス無

## 14. 公共交通

JR 一宮駅から小湊バス大多喜車庫 行き

部早下車 徒歩 6 分

JR 茂原駅から小湊バス道の駅つどいの郷むつざわ 行き

道の駅つどいの郷むつざわ下車 徒歩 6 分

※路線バスについては、町から運賃の 2 分の 1 を補助する制度があります。

## 15. 睦沢町住宅取得補助金制度 【産業建設課 建設班】

若者夫婦等が新築住宅を建設したときに受けられます。

※「若者夫婦等」とは、申請時に夫婦のどちらかが満 40 歳以下の世帯または、ひとり親家庭で、父または母が満 40 歳以下の世帯

○助成額

新築住宅を建築した場合・・・・・・・・・・ 50万円

町内建設業者利用の場合・・・・・・・・・・+50万円

町外からの転入の場合（世帯全員）・・・・+30万円

義務教育終了前の子ども 1 人につき・・・・+10万円

※対象・条件等①居住用床面積が 50㎡以上

②申請者夫婦等の持分合計が 1/2 以上であること

③10年以上継続して夫婦等で居住すること

④町等税の滞納がないこと

## 16. 問い合わせ先

### ○分譲に関すること

睦沢町役場 総務課 行政管財班

TEL : 0475 - 44 - 2516

FAX : 0475 - 44 - 1729

E-mail : [kanzai@town.mutsuzawa.chiba.jp](mailto:kanzai@town.mutsuzawa.chiba.jp)

### ○住宅取得補助金に関すること

産業建設課 建設班

TEL : 0475 - 44 - 2522

### ○小・中学校に関すること

教育課 学校教育班

TEL : 0475 - 44 - 2509

### ○こども園に関すること

福祉課 子育て推進班

TEL : 0475 - 44 - 2578

教育課 睦沢こども園

TEL : 0475 - 44 - 0050